

「この地域で住み続けたい」願いの実現をめざす

社会福祉協議会



社会福祉法人

全国社会福祉協議会

地域でみんなが支えあう福祉活動をすすめています。

○「ふれあい・いきいきサロン」は住民がつながっていくあったかい場です。

少子・高齢化、家族や地域のつながりの希薄化など、寂しさや不安を抱えて暮らす人がいます。これらを解決するため、住民同士が気軽に、無理なく集えるサロンづくりが注目され、めざましい広がりをみせています。約2万か所の「ふれあい・いきいきサロン」では、高齢者、障害者、子育て中の親子等と住民が、気軽に集い、楽しいひとときを過ごしています。



○「小地域ネットワーク」は住民同士が支えあい、助けあう見守り活動です。

高齢者、障害者等の在宅生活を支えるため、小地域をベースにした見守りのネットワーク活動をすすめています。住民と関係機関が協力し合う見守り活動は、住民同士の安心の絆を育み、信頼関係を構築します。

小地域ネットワーク活動を実施する2,012社協の対象

ひとり暮らし高齢者対象	1,973社協	身体障害児者対象	738社協
寝たきり高齢者対象	1,074社協	知的障害者対象	455社協
痴呆性高齢者対象	886社協	精神障害者対象	378社協
高齢者夫婦対象	1,464社協	ひとり親(母子)対象	341社協
		ひとり親(父子)対象	301社協

○福祉ニーズを発見し、解決する市民福祉活動を支援しています。

高齢者、障害者、児童の福祉に関する調査活動や、地区ごとの「住民座談会」の開催、「福祉委員」の設置は、地域に密着して、住民の視点でさまざまな福祉ニーズを発見する機能です。これらのニーズを解決するために、住民参加型在宅福祉サービスの設立、運営の支援や、福祉サービスの情報が適切に届くよう福祉情報のIT化をすすめています。

社会福祉に関する住民の意識調査等の実施

社会福祉に関する住民意識調査	1,411社協
高齢者に関する実態・ニーズ調査	1,795社協
障害児者に関する実態・ニーズ調査	786社協
児童に関する実態・ニーズ調査	490社協

地区(支部・校区)社協の設置

935社協

福祉委員等の設置

1,278社協

在宅福祉サービスのパイオニアとして、高齢者、障害者等に必要な生活支援サービスを提供、開発しています。

介護保険制度の高齢者介護サービスや福祉サービス、障害者、児童等の制度による福祉サービスの提供とともに、その地域に必要なサービスを独自に開発し、きめ細かな地域生活支援をすすめています。

○ 介護保険制度は高齢社会の介護を支える基盤です。

介護保険の在宅サービスは、制度となる前から社協が先駆的に取り組んできました。現在、7割の社協が、居宅介護支援事業、訪問介護事業を、4割の社協が通所介護事業を実施、制度の一翼を担い、生活を支援しています。

提供している介護保険事業（一部）

訪問介護	2,442社協
通所介護	1,385社協
居宅介護支援	2,239社協

高齢者の介護、生活を支援する事業（一部）

在宅介護支援センター	1,261社協
食事サービス	2,500社協（年間1,135万食）
移送サービス	1,037社協（年間48万回）
住宅改造	303社協

- ホームヘルプサービス事業は長野県上田市社会福祉協議会で昭和30年に開始され、昭和37年に国の補助事業になりました。
- 以来、ホームヘルプサービスは地域の高齢者や障害者にとって欠かせないサービスとして市町村社会福祉協議会に広がりました。わが国で社会福祉協議会はホームヘルプサービスの供給する有力な団体の一つです。

○ 障害をもつ人の地域生活を支援しています。

ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの考え方は、障害をもつ人も、持たない人も、地域住民として自立して生活し、参加する社会をめざしています。社協は、これらの理念が実現できるよう、障害者の地域生活を支援しています。



○ 新たな福祉サービスを開発し、きめ細かな生活支援を事業化しています。

制度による福祉とどまらず、その人が必要とする福祉ニーズに応じて、事業化をすすめています。社協が住民とともに運営している「住民参加型在宅福祉サービス」は、家事援助、話相手、保育、外出介助、朗読、代筆、財産保全など、多様なニーズに対して、住民とともに解決する場をつくっています。

地域の福祉総合相談の拠点です。

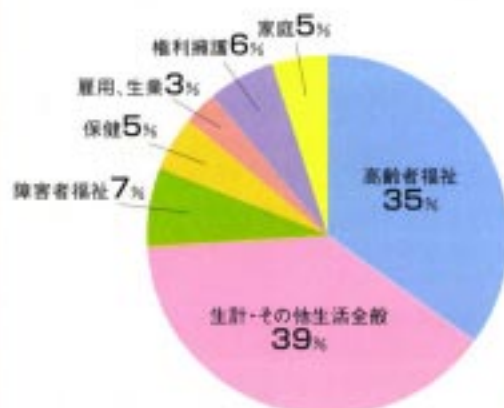
- **社会福祉協議会は、さまざまな相談体制を持っています。**
特に「福祉総合相談」体制の整備をすすめ、悩みを受け止め、地域のあらゆる社会資源とネットを組み、活用して、その解決をめざしています。

さまざまな相談体制	
福祉総合相談	1,613社協(47.9%)
心配ごと相談	3,089社協(91.7%)
子育て相談	261社協(7.7%)
福祉機器相談	1,527社協(45.3%)
相談機関のネットワーク化	446社協(13.2%)

心配ごと相談
生活上の心配ごと、困りごとなど、不安や悩みを受け止めて適切な解決に導きます。法律相談等、専門相談も実施しています。

福祉総合相談
福祉、生活に関わるあらゆる相談を受け止め、専門相談機関と連携して相談・援助をすすめ、必要なサービスを提供し、解決をめざしていく相談援助活動です。

- **福祉総合相談によせられる分野**



- **社会福祉協議会の相談活動の特色**

- 1 ネットワークを生かした相談活動体制**
民生委員・児童委員や社会福祉施設、当事者組織や各種専門職といった、関係機関のネットワークを生かし、あらゆる相談に応じます。
- 2 解決につなぐためのサービスの提供**
受け止められた生活問題や福祉ニーズは、適切に対応し、公的福祉サービスや、社協が独自に運営するサービスや住民同士の福祉活動につなぎます。
- 3 専門家と共同してよりよい生活を支援**
専門的な対応が必要とされる場合は、社会福祉施設や福祉事務所、医療・保健機関や各種専門職と連携し、共同で問題の解決をめざしています。

いつまでも地域で安心して暮らしていきたい。住民一人ひとりの権利擁護活動をすすめています。

○ **福祉サービスの契約手続きや日常の金銭管理は「地域福祉権利擁護事業」がお役に立ちます。**

判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らし続けるため、日常生活に必要な手続きや金銭管理を援助する社会福祉制度が始まっています。都道府県社協をセンターにして、全国400か所以上の市区町村社協に専門員、生活支援員を設置し、地域住民の権利擁護活動の一翼を担っています。改正された、成年後見制度の利用に関する相談も受けています。

**福祉サービス
利用援助**

福祉サービスの情報提供や
助言、相談と契約の代行、
代理を行います。

**日常的
金銭管理**

定期的に訪問し、生活に
必要なお金をおろして
お届けします。

**大切な証書の
預かり**

なくしてしまうと心配な
通帳や証書を
お預かりします。

○ **納得のいく福祉サービスをご利用いただくため、福祉サービスの苦情解決に取り組んでいます。**

都道府県社協の運営適正化委員会では、選択・契約する福祉サービスの利用等に関する不満や苦情等があるとき、その解決のお手伝いをしています。また、東京都東久留米市社協等、市民参加による福祉施設のオンブズマン制度等が広がりはじめています。

○ **さまざまな当事者組織・家族を支援しています。**

共通の悩みをもつ、痴呆性高齢者、精神障害、知的障害等をもつ本人、家族活動を支援し、当事者参加をすすめています。

当事者組織を支援している社協

こども会	796社協	介護者の会	718社協
母親クラブ	268社協	身体障害者・家族の会	1,814社協
不登校・閉じこもり	169社協	知的障害者・家族の会	1,736社協
児童虐待への対応	224社協	精神障害者・家族の会	881社協
痴呆性高齢者・家族の会	350社協		

ボランティア・市民活動センターは、暮らしとまちを元気にします。

「まちを住みよくするため、できることは参加したい」という気持ちをもつボランティア・市民活動、NPOの活動などが広がっています。

ボランティア・市民活動センターは、さまざまな機関と協働し、市民が自分らしさを生かし、自発的に地域や社会のために活動することを応援しています。

- **全国すみずみにあるボランティア・市民活動センターは市民の草の根活動を支援しています。**

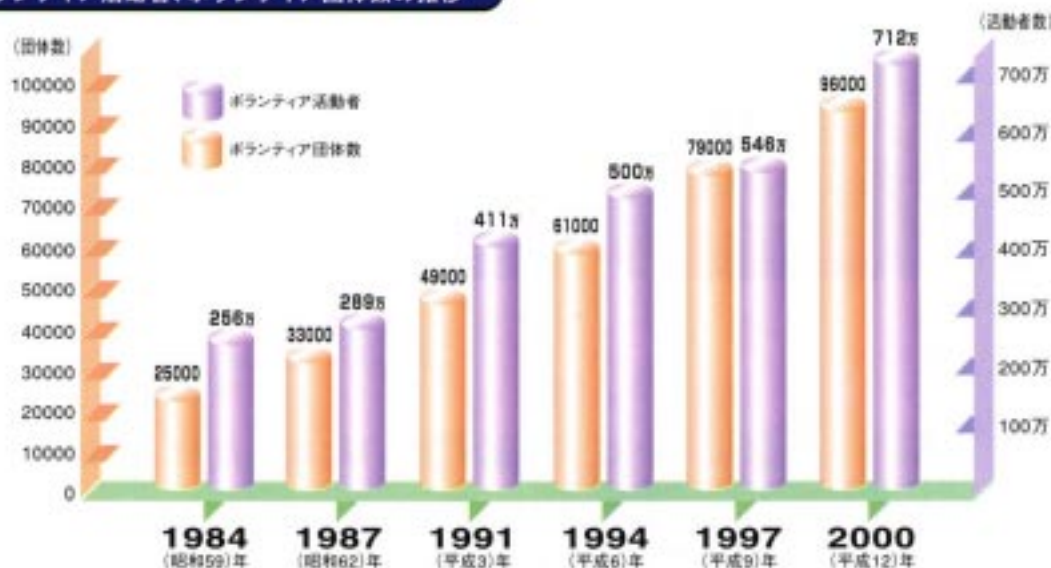
市区町村でのボランティアセンターの設置

3,066社協(91.0%)

都道府県・指定都市でのボランティアセンターの設置

59社協(100%)

ボランティア活動者、ボランティア団体数の推移



- **子どもから大人まで、ボランティア活動を体験し学習する機会を提供しています。**

社協のボランティア体験事業・講座実施率

小学生対象	1,765社協(52.4%)
中学生対象	2,200社協(65.3%)
高校生対象	1,600社協(47.5%)
専門学校・大学生対象	720社協(21.4%)
社会人対象	1,623社協(48.2%)
シニア対象	866社協(25.7%)

ボランティア協力校の数

小学生	10,141校(総学校数に占める割合42.1%)
中学生	4,365校(38.9%)
高校生	1,326校(24.2%)

ボランティアセンターが提供する研修プログラム

入門講座	1,644社協(48.8%)
食事講座	561社協(16.7%)
移送講座	324社協(9.6%)
ガイドヘルプ講座	393社協(11.7%)
在宅介護ボランティア講座	973社協(28.9%)
手話ボランティア講座	1,319社協(39.2%)
点字ボランティア講座	644社協(19.1%)
朗読ボランティア講座	699社協(19.9%)
精神保健ボランティア講座	330社協(9.8%)
ボランティアリーダー講座	596社協(17.7%)

ボランティア体験事業・講座への参加者数(1999年度1年間)

638,712人



- **幅広いボランティア・市民活動の情報提供、相談、活動先の紹介を行っています。**

活動先の情報提供、紹介等を行っている分野

相談・交流	1,801社協	収集	1,844社協
身辺介助	1,455社協	災害救助	793社協
食事	2,043社協	国際交流・支援	567社協
外出介助	1,544社協	自然環境	460社協
募金・寄付活動	1,372社協	文化伝承	838社協
医療・保健・衛生	677社協	献血・献体	369社協
スポーツ・レクリエーション	1,246社協	学習・指導	683社協
手話・朗読・点訳	2,076社協	地域活動	2,222社協
制作・創作	732社協	その他	864社協

- **さまざまな団体の活動を支援しています。**

住民参加型在宅福祉サービス団体等ボランティア団体への支援

団体設立の支援	1,239社協 (36.8%)
活動費の助成	1,459社協 (43.3%)
機材の貸与	1,491社協 (44.3%)
会場貸出	1,557社協 (46.2%)
助成情報の提供	1,448社協 (43.0%)
組織運営の相談	892社協 (26.5%)
ボランティアの募集・相談	1,548社協 (46.0%)
広報媒体の提供	1,524社協 (45.2%)
研修・講座の開催協力	1,562社協 (46.4%)

学校のボランティア活動、福祉教育の支援

情報提供	2,772社協 (82.3%)
活動先の紹介	2,406社協 (71.4%)
講師の派遣等講座開催への協力	2,239社協 (66.5%)

企業の社会貢献・ボランティア活動等の支援

情報提供	1,156社協 (34.3%)
活動先の紹介	896社協 (26.6%)
講師の派遣等講座開催への協力	617社協 (18.3%)

地域福祉の視点で、様々な活動、資源、知恵をネットワークして、福祉のまちづくり活動をすすめます。

○ 住民参加による地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定は、福祉に厚みをつくります。

地域の福祉サービスを総合的に推進するために、市町村は、住民の意見を反映した「地域福祉計画」を策定することを社会福祉法に規定しました。

すでに社協は、住民の参画と様々な団体とのネットワークを生かし、民間福祉活動の計画である、「地域福祉活動計画」を策定しています。こうした取り組みを生かし、市町村の地域福祉計画策定を積極的に支援します。

地域福祉活動計画の策定状況

策定済 1,225社協 (36.3%)

策定中 56社協 (1.6%)

策定予定 909社協 (26.9%)

事例

水俣市社協の ふれあいネットワーク活動

水俣市社協は、「ふれあいのまちづくり事業」の実施にあたり、各団体の代表、福祉活動を行う住民組織、保健・医療・福祉関係者、市職員・市議会議員など幅広い構成による30人の「推進委員会」を設置。そこで小人数のグループによるワークショップを徹底して行い、委員同士が地域の福祉ニーズを共有した。この取り組みの上に、地域、自治体ぐるみの福祉のまちづくりが繰り広げられている。各自治会で住民相互のたすけあいや見守りを行う「ふれあいネットワーク」活動は、協力員が2,000人を超え、有権者の11人に1人の割合となった。この取り組みを基盤に、社協では「地域福祉活動計画」を策定し、さらに「市町村障害者計画」の策定の際も住民の意見やニーズの把握にその力を発揮するなど大きな役割を果たしている。

○ 災害支援を直ちに行います。

阪神・淡路大震災、鳥取県西部地震、芸予地震、有珠山や三宅島火山活動、各地の集中豪雨等の被災に対して、社協が災害ボランティアセンターを地域団体、ボランティア団体等と共同して設置し、ボランティア活動の拠点づくりや必要なコーディネートを行いました。

緊急対応が必要な事態に、全国、都道府県、市区町村という系統だった社協の全国ネットワークを活かし、即時対応をしています。



○ **社協は福祉のプラットフォーム。**
行政、社会福祉施設、民間、NPO・ボランティア等が連携し、協働して、
住民一人ひとりの地域生活を支援するコーディネートを行います。

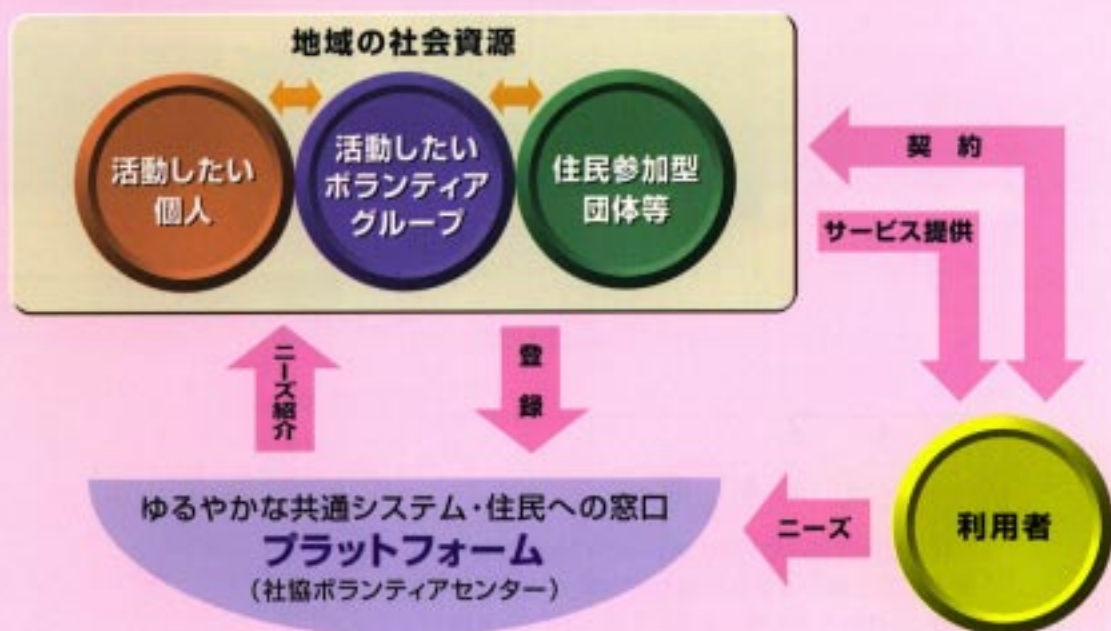
地域での住民の生活のサポートには多様なサービス活動が必要です。行政、社会福祉施設、民間、住民参加型団体、NPO、ボランティアが従来の福祉サービスの枠を越えた、連携、協働するシステムが必要です。

社協には、住民の生活支援ニーズを発見する機能、地域の生活支援に関する社会資源をネットワークする機能があります。さらには、共同募金等民間の福祉財源に関する情報をもっています。

社協は、住民一人ひとりの地域生活を支援するために、多くのサービス、活動団体が連携し、協働する場をコーディネートしながら、その人らしい生活を支える仕組みを地域につくるため、プラットフォーム型サービス提供システムをすすめています。

関係機関との連携状況			
保健機関	1,112社協 (33.0%)	ボランティア団体	2,948社協 (87.5%)
医療機関	1,703社協 (50.6%)	住民参加型民間団体	781社協 (23.2%)
生協	104社協 (3.1%)	障害児者施設	677社協 (20.1%)
農協	842社協 (25.0%)	児童福祉施設	299社協 (8.9%)
企業・労組	492社協 (14.6%)	老人福祉施設	1,295社協 (38.5%)
商工会	818社協 (24.3%)		

住民参加型プラットフォームシステム



事例

住民参加型プラットフォームシステムの整備に取り組む

上野市社協では、地域の住民参加型在宅福祉サービス団体や有償で活動するボランティア団体が集まり、地域住民の様々な依頼を受けて、無償・有償を含めて様々な選択肢によってサービスを提供する仕組みを整備している。ひとつの団体では対応できない福祉ニーズについても複数の団体や社協の事業と協働することできめ細かな対応がこのプラットフォームにより実現するのである。

地域の住民やボランティア、福祉・保健等の関係者と行政機関で構成する民間非営利組織です。

社協は、戦後間もない昭和26年に民間の社会福祉活動を強化するため、全国、都道府県レベルで誕生し、ほどなく市区町村にも社協ができました。

運営の原則は、地域住民、社会福祉関係者等の参加・協力を得て活動することを大きな特徴とし、民間非営利組織としての「自主性」、様々な分野の関係者、地域住民に支えられた「公共性」という二つの側面を併せもった組織です。

社協は、住民の福祉活動への参加をすすめながら、現在まで一貫して地域福祉活動推進の中心的役割を果たしています。

■社会福祉協議会の基本的性格

構 成

市区町村に設置された社協は、そこで暮らす住民のみならず、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、さらに、地域社会を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関によって構成されています。

目 的

住民が抱えているさまざまな生活上のニーズを地域全体のニーズとしてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、心ふれあう「福祉のまちづくり」をすすめています。

事 業

住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関との連携、具体的な福祉サービスの企画、実施などを行います。

組 織

社協は全国の市区町村、都道府県・指定都市および全国段階に設置され、そのネットワークにより活動をすすめている団体です。また、民間組織としての「自主性」を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」を持つ団体です。

◆市区町村社協職員設置状況

一般事業職員 19,043人
経営事業職員 70,400人

合計 **89,443**人

経営事業職員の内訳(一部)

ホームヘルパー	29,580人
ホームヘルプ事業職員	4,413人
デイサービス	14,589人
在宅介護支援センター	1,854人

職員の取得資格

社会福祉士	1,527人
介護福祉士	13,216人
保健師(士)	541人
看護師(士)	6,071人
社会福祉主事	13,764人
保育士	4,115人
介護支援専門員	7,718人
ホームヘルパー1級	10,585人
ホームヘルパー2級	19,556人
ホームヘルパー3級	5,759人

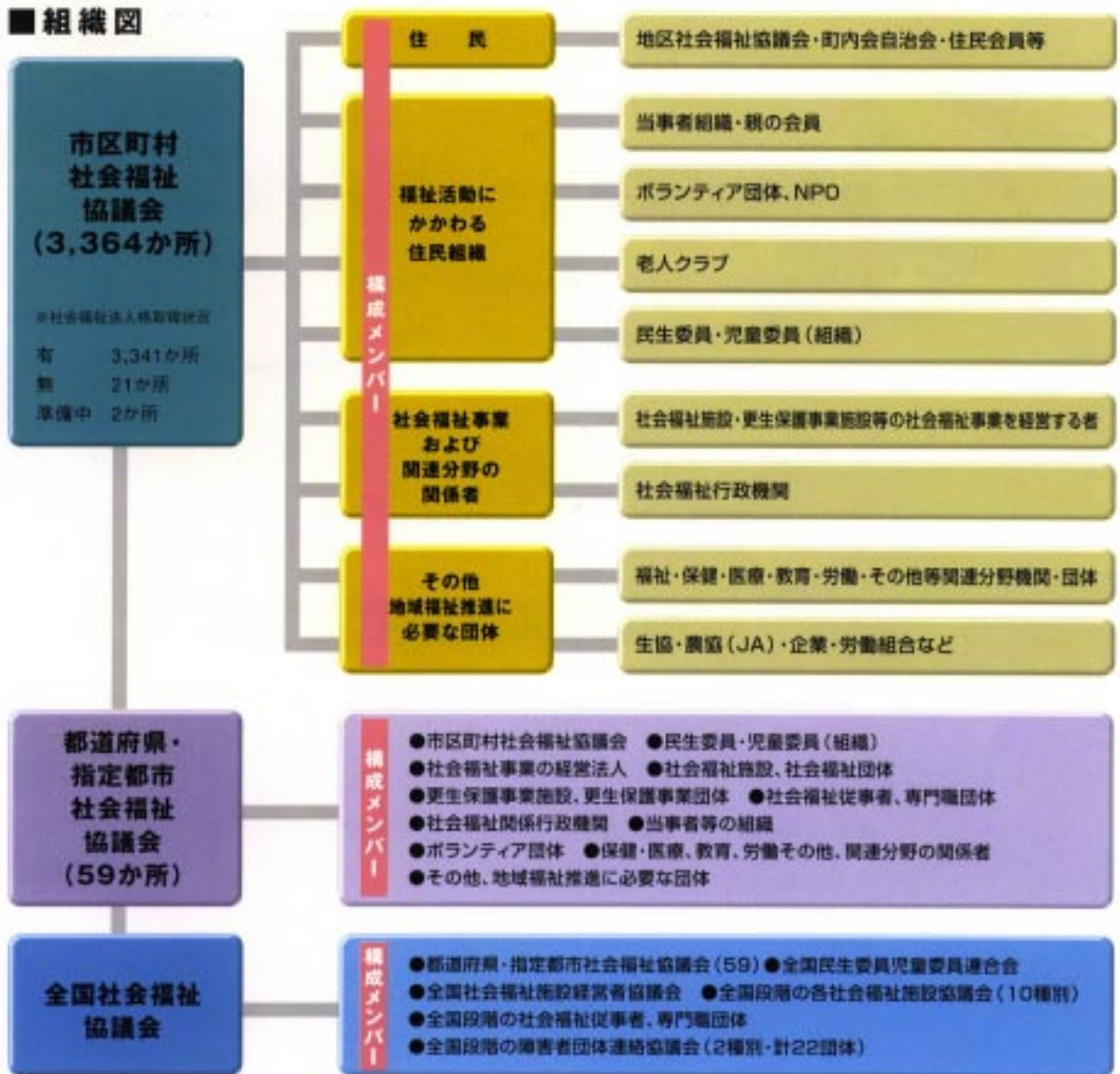
※平成12年4月1日現在

◆会員制度の状況

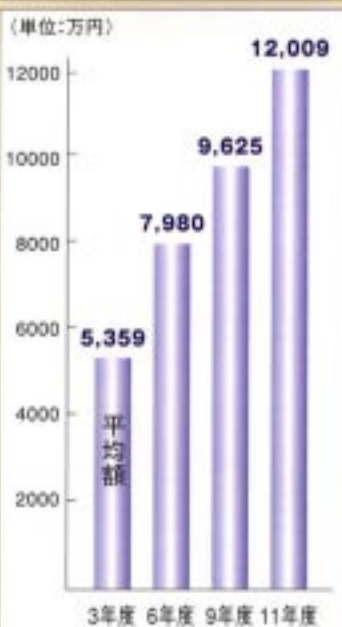
会員制度の状況

住民会員制度をもつ社会福祉協議会	2,976社協(88.4%)
賛助会員制度をもつ社会福祉協議会	2,258社協(67.0%)

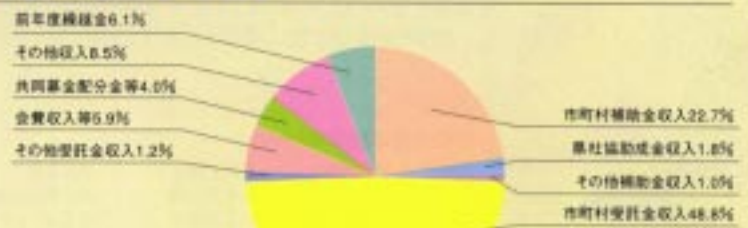
■ 組織図



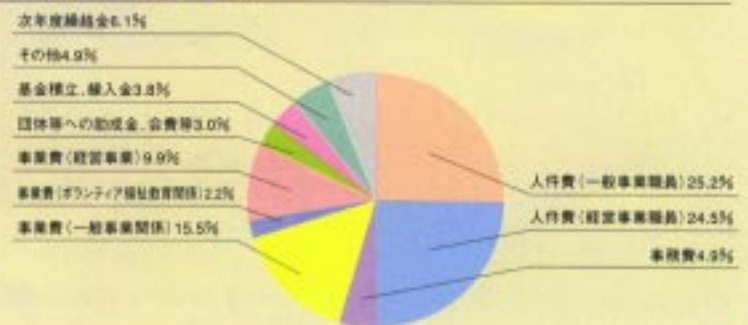
◆ 収支状況



■平成11年度決算額:収入割合



■平成11年度決算額:支出割合



社会福祉協議会の法律上の位置づけ

◆社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけの変遷

- 昭和26年** 社会福祉事業法制定
第74条に都道府県社会福祉協議会、第83条に全国社会福祉協議会が規定された。
- 昭和58年** 第74条に市町村社会福祉協議会が規定された。
- 平成 2年** 第74条に指定都市社会福祉協議会、区社会福祉協議会が規定され、市区町村社会福祉協議会の事業に「社会福祉事業の企画、実施」が加えられた。
- 平成 4年** 第74条に「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」が、都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の事業として加えられた。
- 平成12年** 社会福祉法の成立。地域福祉の推進における、中心的な役割をもつ組織として位置づけられた。

◆社会福祉法(第107条)における社会福祉協議会の目的とする事業

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

◆社会福祉法(第4条)における地域福祉の推進

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び、社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉協議会は……

民生委員・児童委員	21.1万人	老人クラブ	13.4万クラブ
社会福祉施設	5.9万か所	市区町村社協役員	14.7万人
社会福祉施設従事者	80.4万人	ボランティア	712.1万人

さらには各種障害者団体など、住民の広範な参加を得て、全市区町村で活動しています。

「この地域で住み続けたい」願いの実現をめざす

社会福祉協議会

平成13年9月1日発行

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
〒100-8980 千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル
TEL:03-3581-4655 FAX:03-3581-7858 (地域福祉部)